

神戸市折り畳み式ネットボックス等購入助成金交付要綱

令和8年4月1日 環境局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、本市の一般家庭から排出されるごみの鳥獣による散乱防止対策として、折り畳み式ネットボックス又はボックス型のごみ集積庫等（以下「折り畳み式ネットボックス等」という。）のクリーンステーションへの設置普及を図るため、これを購入するクリーンステーション利用者の代表者等に対して費用の一部を助成することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成金交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、神戸市クリーンステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱（以下「クリーンステーション要綱」という。）で使用する用語の例による。

(対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付対象となる者は、クリーンステーション利用者の代表者（以下「代表者」とする。）とする。

(対象となる折り畳み式ネットボックス等)

第4条 この要綱の助成金の交付対象となる折り畳み式ネットボックス等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) クリーンステーション要綱に基づき、折り畳み式ネットボックス等の設置について、代表者が事前に所管する環境局事業所と協議を行い、設置が認められたもの
- (2) クリーンステーション要綱別表1に定める形状、設置場所及びその他の設置条件等を満たしているもの（集合住宅等に設置する反転式コンテナ、ドラム式ごみ貯留排出機及びこれに類するものは除く）
- (3) 過去5年以内に、この要綱に基づく助成金の交付を受けていないクリーンステーションにて使用するもの
- (4) その他市長が認めるもの

(助成金の額及び限度額等)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内で次に掲げる額を限度とする。

- (1) 助成対象経費は、折り畳み式ネットボックス等の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。）とし、当該クリーンステーションあたり30,000円を上限とする。
- (2) 前項の助成対象経費は、折り畳み式ネットボックス等本体の税込み価格とし、運送料や設置料は含まないものとする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、補助金規則第5条第1項に基づき助成金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類等を市長に提出しなければならない。

- (1) 折り畳み式ネットボックス等購入助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等の写し等)
- (3) クリーンステーション要綱で定める使用同意書兼協議依頼書の写し
- (4) 折り畳み式ネットボックス等を購入したこと及び購入金額が分かる書類(領収書等)
- (5) その他市長等が必要と認める書類

2 本条に規定する手続きは、電子申請システム(e-KOBE)により行うものとする。

3 但し、前項の規定による電子申請によることができない事情がある場合は、別に定める様式を用いた郵送申請によることもできるものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条による助成金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 助成金交付決定通知書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による助成金等の交付が不相当である旨の通知を行うとき、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 助成金不交付決定通知書(様式第3号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、補助金規則第6条により決定した助成金の交付内容に変更が生じたときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 助成金交付決定内容変更通知書(様式第4号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条第1項による助成金の交付決定後、すみやかに申請者の振込指定口座に助成金を支払うものとする。

(交付の決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき
- (3) 助成の要件を満たさないことが明らかになったとき
- (4) 転売等の悪質な行為が認められたとき、又は返品等を行ったとき
- (5) その他、助成金の交付の内容その他この要綱の規定に違反したとき

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取り消したときは、速やかに、助成金交付決定取消通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 10 条 市長は、第 7 条第 3 項及び第 9 条の規定により助成金の交付の決定を変更、又は取り消した
場合において、助成金の当該変更又は取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているとき
は、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の返還を命じる場合は、速やかに、助成金返還請求通知書（様式
第 6 号）により申請者に通知するものとする。

(免責)

第 11 条 助成金の交付を受けて購入した折り畳み式ネットボックス等の使用に起因して生じた事故及
び損害等については、市は一切の責任を負わないものとする。

(必要な調査等)

第 12 条 市長は、地方自治法第 221 条第 2 項に基づき、必要な限度において、第 8 条の補助金の交付
を受けた者に対し、報告又は必要な資料の閲覧を求めることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第 13 条 助成金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、助成金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日に遡って適用する。